◎新潟県告示第742号

建設業法 (昭和24年法律第100号) 第29条第1項の規定により次のとおり許可を取り消した。 平成25年5月24日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 処分をした年月日 平成25年5月14日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名 株式会社ナガオカカセツ 代表取締役 金山 幹雄
- 3 主たる営業所の所在地 新潟県長岡市平島三丁目249番地
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-21) 第39351号
- 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実

株式会社ナガオカカセツの元役員が禁錮1年6月(執行猶予4年)の判決を受け、平成21年5月23日に刑が確定していたにもかかわらず、平成21年10月30日付けの建設業許可申請書に、建設業法第8条各号に規定する欠格要件に該当しない旨を記載した誓約書及び賞罰がない旨を記載した略歴書を添付し、不正の手段により同年11月18日に建設業の許可を受けた。

このことが、建設業法第29条第1項第5号に該当すると認められる。